

第71回 定時株主総会 招集ご通知

▶ 開催日時

平成28年6月24日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

▶ 開催場所

茨城県水戸市南町二丁目6番10号
当社水戸支店 7階会議室

郵送およびインターネット等による議決権行使期限

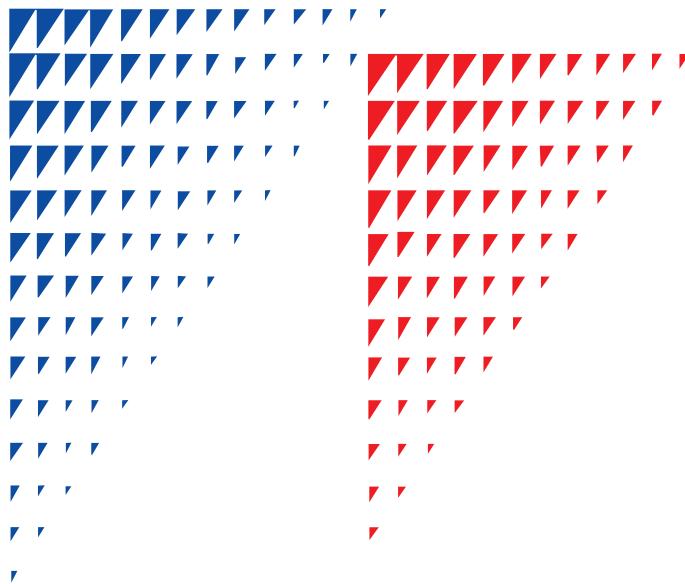
平成28年6月23日（木曜日）午後5時まで

CONTENTS

■ 第71回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役に対する株式報酬等の額 および内容決定の件	6
第3号議案 取締役4名選任の件	10
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	14
(添付書類)	
■ 事業報告	15
■ 計算書類	37
■ 監査報告書	40

株主総会会場ご案内図

証券コード：8622



おかげさまで95周年

95th

MITO

水戸証券株式会社

株主各位

東京都中央区日本橋二丁目3番10号

水戸証券株式会社

代表取締役会長 小林一彦

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の熊本地震に被災されました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示され、折返しご返送くださるか、または議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com/>）より、**平成28年6月23日（木曜日）午後5時まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 茨城県水戸市南町二丁目6番10号 当社水戸支店7階会議室
3. 目的事項 **報告事項** 第71期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件
第3号議案 取締役4名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 議決権の行使についてのご案内 次頁【議決権の行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告および計算書類記載事項を修正する場合の周知方法
株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正の内容を当社ホームページに掲載いたしますのでご了承ください。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には添付していません。
なお、監査役および会計監査人が監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している個別注記表となります。

当社ホームページ <http://www.mito.co.jp/>



バーコード読取機能付の携帯電話を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。
操作方法の詳細につきましてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
(QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

- ② インターネットによる議決権行使期限は平成28年6月23日（木曜日）午後5時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- ③ 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- ④ パスワード（株主さまが変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回株主総会時は新たに発行いたします。
- ⑤ インターネット接続に係る費用は株主さまのご負担となります。

（ご注意）

- ・ パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・ パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・ 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合は、当該プラットフォームによる議決権行使が可能です。

以上

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524**（平日9：00～21：00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日9：00～17：00）

パソコンによる場合

議決権行使ウェブサイト <http://www.it-soukai.com/> にて、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

STEP 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

◆◆ ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ！ ◆◆

- 本サイトのご利用にあたっては、下の「インターネットによる議決権行使について」をクリックのうえ、記載内容をよくお読みください。

[インターネットによる議決権行使について](#)

- 上記記載内容をご了承くださる方は、【次へすすむ】ボタンをクリックして「議決権行使ウェブサイト」をご利用ください。

次へすすむ

閉じる

▶「次へすすむ」をクリック

STEP 2 ログインする

◆◆ ログイン ◆◆

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙右片に記載してあります。
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、招集ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード: ---

ログイン

閉じる

▶お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力

▶「ログイン」をクリック

STEP 3 パスワードの入力

◆◆ パスワード認証 ◆◆

- パスワードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
- ソフトウェアキーボードを使用される場合は、右のリンクをクリックしてください。
- パスワードをお忘れの場合は、[こちら](#)をクリックしてください。

パスワード: [ソフトウェアキーボード](#)

次へ

▶「パスワード」を入力

▶「次へ」をクリック

▶以降は画面の案内にしたがって各議案の賛否を入力

▶ 株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社の株主還元は、株主の皆さまにベストを尽くすという経営理念に基づき、原則として1株当りの年間配当額については、安定的かつ継続的な配当を勘案しつつ、配当性向30%以上となるよう業績に応じて配当を行っていくことを基本方針としております。また、自己株式の取得については、市場や業績等を総合的に勘案したうえで、機動的に実施していくことを基本方針としております。

当社はおかげさまで本年4月に創業95周年を迎えました。これも、ひとえに株主の皆さまおよび関係者各位のご愛顧とご支援の賜物と、厚く御礼申し上げます。つきましては、株主の皆さまに感謝の意を表するため、当期の期末配当金につきましては、普通配当5円に加え1株当たり2円の記念配当を実施させていただき、1株につき7円とさせていただきたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金6円を含め、1株につき13円となります。

1. 配当財産の種類 金銭

2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき **金7円**

総 額 **497,852,845円**

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成**28**年**6**月**27**日

第2号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬等を相当とする理由

本議案は、取締役（社外取締役を除く、以下同じ。）の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績ならびに企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）の導入をお願いするものであります。当社としては、かかる目的に鑑み、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本制度にかかる取締役の報酬等の額および内容については、平成18年6月29日開催の当社定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬等の額とは別枠で、新たな株式報酬を取締役に対して支給することといたたく存じます。また、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただきたく存じます。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第3号議案のご承認が得られますと6名となります。

2. 本制度における報酬等の額および内容

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であり、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

（2）本制度の対象者

当社取締役（社外取締役は本制度の対象外とします。）

（3）信託期間

平成28年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続いたします。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了いたします。）

（4）当社が本信託に拠出する金額

当社は、平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの

3事業年度（以下、当該3事業年度の期間、および当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初の対象期間に関して本制度に基づく取締役への給付を行うために必要となる株式を本信託が先行して取得するための資金として、80百万円を上限として本信託に拠出いたします。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に、上記株式の取得資金として80百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本株主総会で承認を得た上限の範囲内とします。

ご参考として、平成28年5月12日の終値279円での取得を前提とした場合、当初の対象期間に関して当社が取締役への給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額80百万円を原資に取得する株数は、286,700株（単元未満株数は切捨）となります。

（5）当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。なお、当初の対象期間につきましては、本信託設定（平成28年8月予定）後遅滞なく、80百万円を上限として取得するものとします。

（6）取締役に給付される当社株式等の具体的な内容

当社は、各事業年度に関して、取締役の役位に応じて付与する基本ポイントをもとに、当社が経営指標として掲げる計数目標を勘案して計算される数のポイントを取締役に付与します。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案の承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

（7）取締役に対する給付時期

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時までに付与されたポイントを累積した数に応じた当社株式について、原則として退任後に本信託から給付を受けることができます。ただし、役員株式給付

規程に定める要件を満たす場合には、一定割合については、当社株式の給付に代えて、時価で換算した金銭の給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権の取扱い

本信託勘定内の当社株式にかかる議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式にかかる議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

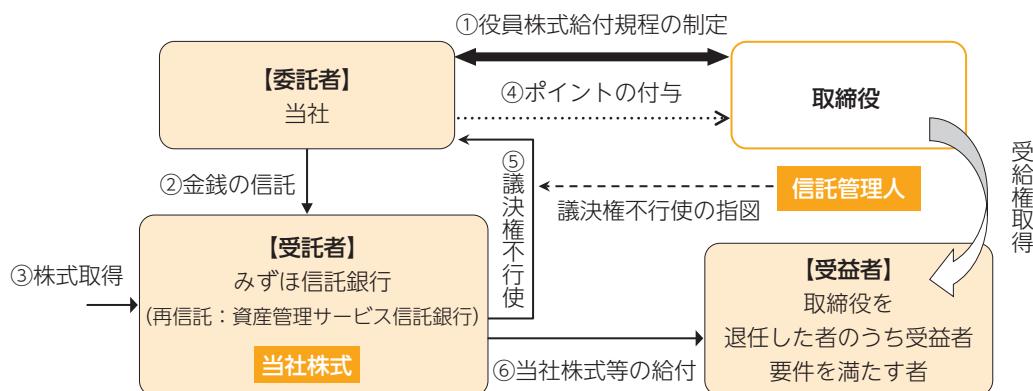
(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託にかかる受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して交付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考) 本制度の仕組み



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します（以下、かかる金銭信託により設定される信託を、「本信託」といいます。）。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式にかかる議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭を交付します。

第3号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役 小林一彦、小橋三男、増田克夫、鈴木忠宏の4氏の任期が満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

1 こ 小 ばやし 林 かず 一 ひこ 彦 **再任**



▶生年月日 昭和19年1月4日生

▶所有する当社株式の数 1,019,352株

▶略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

昭和48年6月 当社入社
昭和55年12月 取締役
昭和56年12月 常務取締役
昭和58年12月 代表取締役社長
平成25年6月 代表取締役会長監査部管掌
平成26年10月 代表取締役会長
現在に至る

▶重要な兼職の状況

東京証券業健康保険組合 理事長

[取締役候補者とした理由]

長年に亘り社長として当社を牽引してきた実績と、経営者としての豊富な経験および証券業界における幅広いネットワークを有しており、当社経営ビジョンを实践するにあたり、従来同様のリーダーシップを発揮し、適切な舵取りと的確な経営判断ができる人材であることから、引続き取締役候補者といたしました。

2 こ 小 ばし 橋 みつ 三 お 男 再 任



▶ **生年月日** 昭和29年8月6日生

▶ **所有する当社株式の数** 54,961株

▶ **略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当**

昭和52年4月 当社入社
平成10年4月 営業企画室長
平成17年6月 執行役員管理本部副本部長
平成20年6月 常務執行役員
平成22年4月 常務執行役員営業第一ブロック・第二ブロック、営業企画部担当
平成22年6月 取締役
営業第一ブロック・第二ブロック、営業企画部、コンサルティング部、法人営業部、引受部管掌
平成23年7月 取締役
営業第一ブロック・第二ブロック、営業企画部、エリア推進部、コンサルティング部、引受部管掌
平成24年4月 取締役
営業第一ブロック・第二ブロック、営業企画部、エリア推進部、コンサルティング部、引受部、投資情報部管掌
平成24年10月 取締役
営業第一ブロック・第二ブロック、営業企画部、コンサルティング部、引受部、投資情報部、カスタマーセンター管掌
平成25年4月 取締役
営業第一ブロック・第二ブロック、営業企画部、ウェルスマネジメント部、引受部、投資情報部、カスタマーセンター管掌
平成25年6月 常務取締役
平成26年4月 常務取締役
営業第一ブロック・第二ブロック・第三ブロック、営業企画部、ウェルスマネジメント部、引受部、投資情報部、カスタマーセンター、法人営業部、人事部、人材育成部、システム統括部、事務企画部、集中事務部管掌
平成27年6月 代表取締役社長
現在に至る

[取締役候補者とした理由]

平成27年6月に代表取締役社長に就任し、経営トップとしてステークホルダーに対して精力的に行動し、新リーダーとして高い経営手腕を発揮しております。内外経済やマーケットが激動する中で、経営陣と全社員を取り纏め、経営ビジョンおよび中期経営計画の達成に向けて当社の舵取りを担える人材であることから、引続き取締役候補者といたしました。



▶生年月日 昭和33年11月17日生

▶所有する当社株式の数 31,997株

▶略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

昭和56年 4月 当社入社
 平成14年 6月 取手支店長
 平成17年 6月 石岡支店長
 平成19年 3月 営業本部付部長
 平成20年 4月 執行役員営業第二ブロック長
 平成21年 4月 執行役員水戸支店長
 平成22年 3月 執行役員営業企画室長兼同業業務室長
 平成22年 4月 常務執行役員営業企画部長兼コンサルティング部担当
 平成25年 4月 常務執行役員総務部担当
 平成25年 6月 常務執行役員人事部、総務部担当
 平成26年 4月 常務執行役員営業第一ブロック・第二ブロック・第三ブロック担当
 平成26年 6月 取締役
 投資情報部、営業第一ブロック・第二ブロック・第三ブロック、ウェルスマネジメント部、営業企画部、カスタマーセンター、引受部管掌
 平成28年 4月 取締役
 人事部、人材育成部、総務部、システム統括部、事務企画部、集中事務部管掌
 現在に至る

[取締役候補者とした理由]

当社営業部門、企画部門、人事部門等において培った経験と知見をもとに、平成26年6月より取締役として、当社の経営の重要事項の決定および営業部門の管掌を的確に遂行しており、今後も取締役会の構成員として、意思決定機能を強化できる人材であることから、引続き取締役候補者といたしました。



取締役会出席状況
17回/18回

▶生年月日 昭和18年7月25日生

▶所有する当社株式の数 12,271株

▶略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

昭和37年4月 大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）入社

平成3年6月 同社取締役

平成7年9月 同社常務取締役

平成12年6月 今川三澤屋証券株式会社（現リテラ・クリア証券株式会社）
代表取締役社長

平成24年6月 リテラ・クリア証券株式会社相談役

平成25年6月 同相談役退任

平成26年6月 当社社外取締役

現在に至る

[社外取締役候補者とした理由]

証券会社の経営者として培った豊富な経験と見識をもとに、平成26年6月から社外取締役として経営への助言や適切な監督を実施してきており、今後も取締役会の機能強化に貢献できる人材であることから、引続き社外取締役候補者といたしました。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 鈴木忠宏氏は、社外取締役候補者であります。

3. 当社の社外取締役に就任してからの年数

鈴木忠宏氏の社外取締役在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。

4. 鈴木忠宏氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、株式会社東京証券取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定です。また、同氏が当社の定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていると判断しております。

5. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、鈴木忠宏氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任について、700万円または法令が定める額とのいずれか高い額を上限とする責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

いち かわ
市 川

ゆたか
穰

補欠監査役



▶生年月日 昭和45年9月8日生

▶所有する当社株式の数 0株

▶略歴、重要な兼職の状況および当社における地位

平成11年10月 司法試験合格
平成13年11月 弁護士登録
平成15年6月 虎ノ門南法律事務所弁護士
平成27年6月 当社補欠監査役
現在に至る

▶重要な兼職の状況

虎ノ門南法律事務所 パートナー弁護士

【補欠監査役候補者とした理由】

弁護士として法曹界における豊富な経験と法律やコンプライアンスに関する高度な知見を有しており、監査役としての役割を十分果たすことができる人材であることから、引続き補欠監査役候補者といたしました。

(注) 1. 補欠の監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 市川穰氏は、補欠の社外監査役候補者であり、監査役 大野一氏および尾林雅夫氏の補欠として選任をお願いするものであります。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同氏が当社の定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていると判断しております。

3. 社外監査役との責任限定契約について

市川穰氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を金500万円または法令が定める額とのいずれか高い額を上限とする責任限度額を締結する予定であります。

▶ 事業報告 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

1. 会社の現況に関する事項

① 事業の経過およびその成果

当事業年度のわが国経済は、方向感の定まらない展開となりました。実質国内総生産（GDP）は4－6月期と10－12月期がマイナス成長となる一方、7－9月期はプラス成長となり、概ね横這い圏での推移となりました。雇用状況は、当事業年度における月間有効求人数や有効求人倍率が高い水準となるなど良好な結果となりました。しかし、可処分所得や消費支出は低迷し、景気ウォッチャー調査も右肩下がりとなりました。このように雇用環境の改善が収入や消費の回復に繋がらない状況を受けて、日本銀行は12月には量的・質的緩和の補完措置を、1月にはマイナス金利政策を導入し、連続して追加緩和策を実施することとなりました。政府も年明け後に2015年度補正予算を成立させ、更に過去最大の規模となった2016年度予算の執行を前倒す意向を示すなど、国内景気の回復を図る格好となりました。海外においては、米国が12月の連邦公開市場委員会（FOMC）で2006年6月以来、約9年半ぶりの利上げを実施しゼロ金利政策を終了させ、経済の先行きに対する当局の自信を示しました。しかし、欧州では欧州中央銀行（ECB）が12月に続いて3月にも追加緩和策を決め、中国では度重なる利下げに加えて人民元基準レートの切り下げに踏み切るなど、景気下振れ圧力への対応に追われる状況となりました。

当事業年度の国内株式市場は、円安や訪日外国人旅行者の急増に伴うインバウンド消費の拡大な

どを背景として企業業績が回復したことや、株主重視の経営方針が浸透したことから、こうした日本企業の変化が好感され、夏場までは堅調な推移となりました。しかし、8月中旬に中国人民銀行による人民元の切り下げで同国経済に対する厳しい見方が急速に広まった他、原油価格の下落による産油国政府系ファンドの投資回収懸念などから、秋以降は世界的に調整局面に入りました。その後、米国景気の回復期待などから持ち直す場面もありましたが、米国利上げ後の思わぬ円高進行が逆風となり、結局、当事業年度末の日経平均株価は2015年3月末と比べ12.7%安い16,758円67銭で取引を終えました。

このような状況のもと、当社の株券委託売買金額が8,395億円（前期比95.4%）となりました。

投資信託販売動向としては、日本の中小型株、ROEに着目した株式投資信託、ヘルスケア、シニア等がキーワードのテーマ型株式投資信託の販売に取り組みました。またNISA制度の認知が高まる中、年1回決算型の株式投資信託の販売が伸びるなど堅調に推移しましたが、基準価格の値下がりの影響もあり、当社における投資信託の期末純資産額（水戸ファンドラップを含む）は2,982億円（同89.0%）となりました。

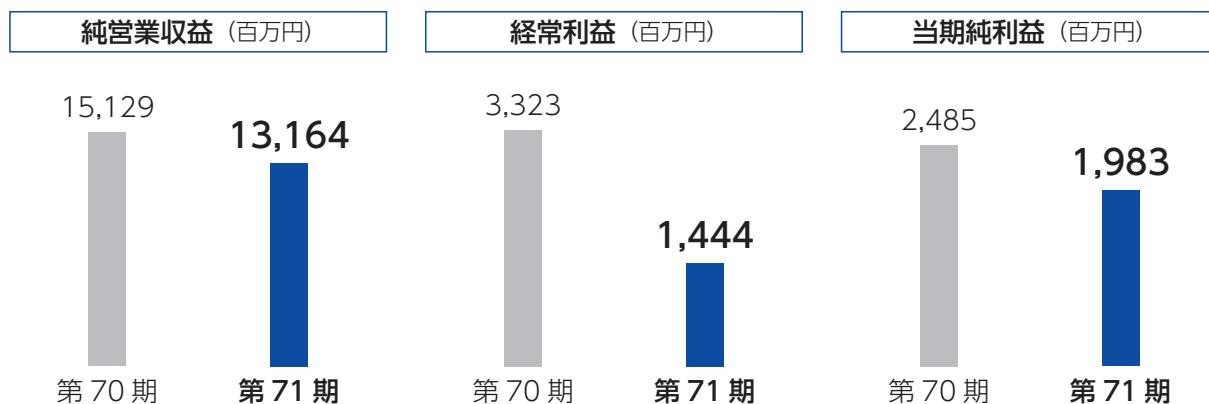
外国債券につきましては、償還を迎える外国債券がある一方、インド・ルピー建債券やインドネシア・ルピア建債券の売り出しを毎月行いました。このような状況のもと、当社における外国債券の期末残高は728億円（同102.6%）となりま

した。また収益の多様化の一環として取り組んでいる外国株式につきましては、世界的な株式市場の乱高下を受け、期末預り残高は145億円（同92.5%）となりました。

ラップ口座については国内市場の拡大が続いていることから、当社においても「水戸ファンドラップ」の契約および残高は順調に増加し、期末残高は446億円（同112.1%）となりました。

以上のことから、当事業年度の業績は、営業収益が132億23百万円（前期比87.0%）と減少し、営業収益より金融費用58百万円（同93.4%）を

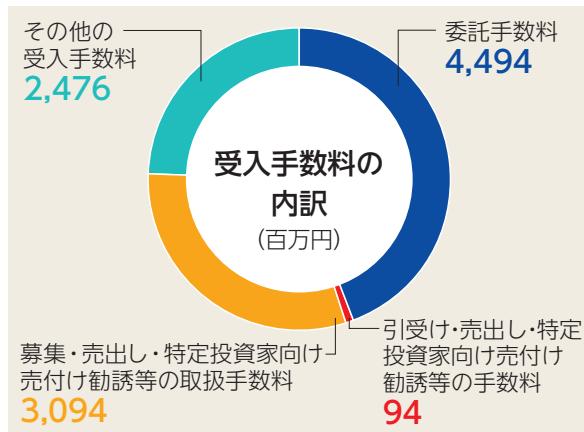
控除した純営業収益は、131億64百万円（同87.0%）と減少しました。また、販売費・一般管理費は121億40百万円（同100.0%）となり、その結果、営業利益は10億24百万円（同34.3%）、経常利益は14億44百万円（同43.5%）となりました。特別利益が16億41百万円（前事業年度実績19百万円）、税金費用が10億82百万円（前期比127.8%）となったことなどから、当期純利益は19億83百万円（同79.8%）となりました。



主な概況は以下のとおりであります。

(1) 受入手数料

当事業年度の受入手数料の合計は、101億58百万円（前期比91.1%）となりました。



イ 委託手数料

「委託手数料」は、44億94百万円（同96.4%）となりました。これは、株券委託売買金額が8,395億円（同95.4%）と減少したことにより、株式の委託手数料が43億99百万円（同95.4%）となったことによるものです。また、受益証券の委託手数料は94百万円（同183.3%）となりました。

ロ 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

「引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料」は、94百万円（同165.7%）となりました。

ハ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料

主に投資信託の販売手数料で構成される「募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料」は、30億94百万円（同75.7%）となりました。これは、米国の中小型株、医療やバイオテクノロジーに関連する企業、ROEの向上や株主還元積極的に取り組む日本企業へ投資するファンドなどを主な投資対象とする投資信託の販売が好調であった一方、世界的に株式市場が乱高下するなど投資環境が悪化したことにより、全体的に投資信託の販売額が減少したことによるものです。また、「その他の受入手数料」は、ファンドラップ手数料の増加等により24億76百万円（同105.4%）となりました。

(2) トレーディング損益

当事業年度のトレーディング損益は、株券等が米国株式の売買高の減少により4億90百万円（前期比48.2%）、債券・為替等は23億14百万円（同84.5%）となり、合計で28億4百万円（同74.7%）となりました。

(3) 金融収支

当事業年度の金融収益は、信用取引収益の減少等により2億26百万円（前期比96.4%）、金融費用は信用取引費用の減少等により58百万円（同93.4%）で差引収支は1億67百万円（同97.4%）の利益となりました。

(4) 販売費・一般管理費

当事業年度の販売費・一般管理費は、新入社員の増加に伴う人件費やコンピュータ事務委託費などが増加した一方、営業利益が大幅に減少したことによって賞与引当金繰入などが減少したことなどから、121億40百万円（前期比100.0%）となりました。

(5) 特別損益

当事業年度の特別利益は投資有価証券売却益が16億41百万円（前事業年度実績一百万円）となりました。また、特別損失は、減損損失20百万円（同6百万円）、金融商品取引責任準備金繰入れ0百万円（同3百万円）となり、差引16億20百万円の利益（同9百万円の利益）となりました。

受入手数料の商品別内訳は、次のとおりであります。

区 分	第70期 (26.4.1～27.3.31)		第71期（当事業年度） (27.4.1～28.3.31)	
	百万円	構成比 %	百万円	構成比 %
株 券	4,691	42.1	4,503	44.3
債 券	10	0.1	21	0.2
受 益 証 券	6,438	57.7	5,623	55.4
そ の 他	16	0.1	9	0.1
合 計	11,155	100.0	10,158	100.0

② 資金調達の状況

増資・社債の発行等による資金調達は実施しておりません。

③ 設備投資の状況

当事業年度は、主要な設備投資は実施しておりません。

④ 対処すべき課題

当事業年度は、第三次中期経営計画（2013年4月～2016年3月）の最終年度となりました。第三次中期経営計画で掲げた計数目標は次の3つの項目であります。

区 分	投資信託・外国債券 純増額	ファンドラップ 純増額	新規口座 開設数
目 標	1,350億円	240億円※	27,000口座
実 績	1,216億円	243億円	23,413口座

※ファンドラップ純増額については、当初の190億円から240億円に上方修正しております。

投資信託・外国債券の純増については、3年間で1,216億円（達成率90%）と目標未達に終わりました。投資信託については、買付と解約の差引による純増額は増加し、ほぼ当初の目標を達成したものの、過分配投信の増加により元本そのものが減少し、結果投資信託の預り資産は横ばいにとどまったという課題も残りました。外国債券については当該期間において、新興国通貨の為替相場が大きく

変動したことで、お客さまの売却が増加したことや、販売額が減少したこと等が要因であります。次に、ファンドラップについては、当社の戦略商品として契約を推進し、目標を当初の190億円から240億円に増額しましたが、3年間で243億円（達成率101%）と目標を達成いたしました。最後に、新規口座の開設については、27,000口座の目標に対し、23,413口座（達成率87%）と目標未達となりました。この目標は難易度の高い数値であり、講演会による集客やキャンペーンの実施などにより口座獲得に努めたほか、郵政3社の上場などで巻き返しを図ったものの、目標には届きませんでした。また、目標達成を意識したあまり、未稼働口座の割合が高まってしまったという課題も残りました。一方、定性目標については、概ね達成しましたが、いわゆるQC活動と呼ばれる業務や作業工程の管理・改善を通じて事務ミスの削減を図ったものの、不十分な結果となりました。

当社は、これら第三次中期経営計画の課題を踏まえながら、2016年度をスタートとする第四次中期経営計画を新たに策定いたしました。第四次中期経営計画では、続く第五次中期経営計画とともに、昨年策定した「経営ビジョン」の達成を最重要課題と捉えております。

第四次中期経営計画の概要は以下の通りです。

〈対象期間〉

2016年4月～2019年3月（3年間）

〈指針となる経営ビジョン〉

2015年4月～2022年3月

1. お客さまからの信頼度No. 1の会社
2. 社員が誇りを持って働き自己実現できる会社
3. 金融サービスと情報発信で地域社会の発展に貢献する会社
4. ビジネス構造の変革に挑戦し続ける会社

〈計数目標〉

<p>①平均 ROE 8 % 2016～2018年度平均</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>10 % 2019～2021年度平均</p>	<p>②ストック収入による販管費カバー率※ 25 %以上 2018年度目標値</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>30 %以上 2021年度目標値</p>	<p>③ファンドラップ預り資産 870億円 2019年3月末目標値</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>1,000億円 2022年3月末目標値</p>
<p>※ストック収入による販管費カバー率：投資信託の代行手数料とファンドラップ手数料の合計を販売費・一般管理費で除した比率。費用に対する安定収益の割合。 ※下段の数字は経営ビジョンが目指す最終的な計数目標。</p>		

〈定性目標〉

第四次中期経営計画の定性目標の概要は以下の通りです。

①資産運用アドバイザーの実践

- ・お客様のニーズを丁寧に聞き取り、中長期的な資産形成に向けたアドバイスを行います。
- ・不動産、保険、税務等、お客様の資産運用に係る包括的なサポート体制を強化いたします。
- ・お客様の利便性向上のため新たなITを活用することや、ITによる業務効率化によりお客様サービスにかかる時間の充実を図ります。

②ビジネス倫理・法令遵守の徹底

- ・お客様に対する礼儀・マナーを徹底し、倫理観や誠実性の向上に努め、お客様からの信頼度No.1の証券会社を目指します。

- ・中長期的な視点からの資産形成をサポートするため、お客さまへの勧誘や販売が適正に行われているかモニタリングを行います。

③全社員のスキルアップ

- ・資産運用のプロフェッショナルとして、FP資格の取得等、多面的なスキルの向上を目指します。
- ・お客様に対して迅速かつ正確なサポートを行うために、本社部門の連携強化や専門的な知識の向上を目指します。

④多様な働き方に応じた人事・評価制度

- ・社員の意欲や能力が十分に発揮される人事制度への見直しを行います。
- ・ワークライフバランスの観点から社員の多様な価値観や働き方に対応し、社員が安心して働くことのできる環境づくりを行います。

⑤収益基盤の拡充

- ・お客さまの属性、お客さまのニーズ、マーケットの変化に適切に対応し、質の高い情報発信を行うことによってお客さまの拡大を目指します。
- ・戦略商品である水戸ファンドラップの契約を通じて、安定収益基盤を強化し、他社との差別化、優位性を発揮してまいります。
- ・お客さまが高い関心を持つ国内外の上場企業やマーケットに関する、充実した情報の提供を行ってまいります。

⑥地域貢献への取組み

- ・当社CSR（企業の社会的責任）原則に基づき、地域社会との関係をより深め、当社の社会的価値の向上を目指します。
- ・経済講演会やセミナー、IR（投資家の方への

広報活動）のサポート、投資教育、インターンシップ等、お客さま、社会人、学生の方などを対象に幅広く情報発信を行ってまいります。

⑦戦略的な店舗展開

- ・茨城県や隣県へのドミナント戦略（特定地域への集中展開）とニッチ戦略（競合しない地域への展開）により高いシェアの獲得を目指します。
- ・戦略的な補完関係を構築できる金融機関との連携等について検討してまいります。

当社は第四次中期経営計画および経営ビジョンの達成に向け、今後も全社一丸となって取り組んでまいります。

⑤ 財産および損益の状況

区 分	第68期	第69期	第70期	第71期
	(24.4.1～25.3.31)	(25.4.1～26.3.31)	(26.4.1～27.3.31)	(27.4.1～28.3.31)
営 業 収 益	14,062	15,762	15,192	13,223
(うち受入手数料)	(10,260)	(12,772)	(11,155)	(10,158)
経 常 利 益	2,847	4,187	3,323	1,444
当 期 純 利 益	2,612	3,756	2,485	1,983
1株当たり当期純利益	35円24銭	50円67銭	34円04銭	27円65銭
総 資 産	58,636	62,265	68,745	58,991
純 資 産	33,696	36,690	39,197	37,759

⑥ 主要な事業内容

(1) 株式業務

株式業務は、株式について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受け・売出し業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っております。

その主な内容は、次のとおりであります。

イ. 委託売買業務

金融商品取引所において、お客さまの注文に従って売買を執行する業務

ロ. 自己売買業務

当社が自己の計算において売買を行う業務

ハ. 引受け・売出し業務

株式の募集または売出しにつき、売れ残りを引き取る条件でお客さまに販売する業務

ニ. 募集・売出しの取扱業務

株式の募集または売出しにつき、お客さまに販売する業務

(2) 債券業務

債券業務は、国、地方公共団体、企業等の発行する債券について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受け業務、募集の取扱業務、私募の取扱業務から成り立っております。

(3) 投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券および外国投資信託受益証券の募集の取扱業務ならびに売買業務から成り立っております。

(4) 証券先物取引業務

証券先物取引業務は、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引および外国市場証券先物取引の委託取引業務ならびに自己取引業務から成り立っております。

(5) 投資助言業務

投資助言業務は、お客さまとの投資顧問契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関して、口頭、文書その他の方法により助言を行う業務から成り立っております。

(6) 投資運用業務

投資運用業務は、お客さまとの投資一任契約に基づき、金銭その他の財産の運用とその指図を行う業務から成り立っております。

⑦ 営業所の状況

所在地別内訳

本店 東京都中央区日本橋二丁目3番10号

支店 茨城県 水戸・日立・土浦・
つくば・石岡・取手・
下館・かしま・守谷・
カスタマーセンター

埼玉県 川口・所沢・草加・熊谷・
東松山・鶴ヶ島（営業所）

千葉県 千葉・柏・館山・佐原

神奈川県 秦野・横浜

栃木県 小山・足利・下野（営業所）

群馬県 高崎

福島県 いわき

⑧ 使用人の状況

区分	使用人数	前期末比 増減	平均年齢	平均勤続 年数
男性	549名	7名	44.48歳	18.92年
女性	175	24	38.52	13.99
計または 平均	724	31	43.04	17.73

(注) 使用人には出向社員2名、歩合外務員6名を含んでおります。

⑨ 主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高 百万円
株式会社みずほ銀行	1,500
株式会社常陽銀行	900
株式会社武蔵野銀行	300
株式会社筑波銀行	40

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 普通株式 194,600,000株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 75,689,033株
- ③ 当事業年度末の株主数 9,212名 (前期末比633名増)
- ④ 大株主の状況

上位10名の株主の状況

株主名	持株数 千株	持株比率 %
株式会社野村総合研究所	5,560	7.82
株式会社常陽銀行	3,474	4.88
小林協栄株式会社	3,276	4.61
東洋証券株式会社	2,800	3.94
株式会社みずほ銀行	2,000	2.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,610	2.26
第一生命保険株式会社	1,200	1.69
株式会社武蔵野銀行	1,167	1.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,066	1.50
小林彦	1,019	1.43

(注) 持株比率は、自己株式(4,567,198株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	小林 一彦		東京証券業健康保険組合 理事長
取締役社長 (代表取締役)	小橋 三男		
取締役副社長	魚津 亨	経営企画部、広報部、法務部、 商品企画部、商品部、投資顧問 部、法人営業部管掌	
取締役	石井 勝範	監査部、リスク管理部、コンプ ライアンス部、業務指導部、審 査部管掌	
取締役	増田 克夫	投資情報部、営業第一ブロック、 営業第二ブロック、営業第三ブ ロック、ウェルスマネジメント 部、営業企画部、カスタマーセ ンター、引受部管掌	
取締役	川崎 洋	人事部、人材育成部、総務部、 システム統括部、事務企画部、 集中事務部管掌	
取締役	鈴木 忠宏		サンデンホールディングス 株式会社 社外取締役
取締役	尾崎 英外		静岡東海証券株式会社 社外監査役
常勤監査役	猪狩 久夫		
常勤監査役	沖村 哲志		
監査役	大野 了一		虎ノ門南法律事務所 パートナー弁護士
監査役	尾林 雅夫		税理士法人 日本橋総合会計 代表社員 佐藤製薬株式会社 社外監査役

(注) 1. 取締役 鈴木忠宏氏、尾崎英外氏は「会社法第2条第15号」に定める社外取締役であります。

2. 監査役 大野了一氏、尾林雅夫氏は「会社法第2条第16号」に定める社外監査役であります。

3. 当社は、取締役 鈴木忠宏氏、尾崎英外氏および監査役 大野了一氏、尾林雅夫氏の四氏を、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程第436条の2」に定める独立役員に指名しております。

4. 監査役 猪狩久夫氏、沖村 哲志氏は、当社経理・財務部門での業務経験を有しており、財務、会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役 尾林雅夫氏は税理士であることから、財務、会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

地 位	氏 名	退任年月日
取 締 役	真 殿 修 治	平成27年6月25日

なお、取締役真殿修治氏は任期満了による退任であります。

6. 当事業年度中に新たに就任した取締役は次のとおりであります。

地 位	氏 名	就任年月日
取 締 役	川 崎 洋	平成27年6月25日
取 締 役	尾 崎 英 外	平成27年6月25日

7. 平成28年4月1日付けをもって、次のとおり取締役の地位および担当を変更しております。

地 位	氏 名	担 当
常 務 取 締 役	石 井 勝 範	監査部、リスク管理部、コンプライアンス部、業務指導部、審査部管掌
取 締 役	増 田 克 夫	人事部、人材育成部、総務部、システム統括部、事務企画部、集中事務部管掌
取 締 役	川 崎 洋	投資情報部、営業第一ブロック、営業第二ブロック、営業第三ブロック、ウェルスマネジメント部、営業企画部、カスタマーセンター、引受部管掌

② 責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役 鈴木忠宏氏および尾崎英外氏と社外監査役 大野了一氏および尾林雅夫氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、社外取締役については金7百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とし、社外監査役については金5百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

③ 取締役および監査役ごとの報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	9名	207百万円
監 査 役	4	39
合 計	13	247

(注) 1. 株主総会決議に基づく報酬限度枠(年額)は、取締役400百万円以内(平成18年6月29日定時株主総会決議)、監査役60百万円以内(平成18年6月29日定時株主総会決議)であります。

2. 上記の取締役報酬等の額には、賞与として支給する予定の額を含んでおります。

④ 役員報酬等の算定方法に係る決定に関する方針の概要

(1) 決定の方法

当社は「取締役の報酬等に関する基本方針」を定めており、当該方針は指名・報酬委員会の答申を受けて、取締役会の決議により決定しております。

(2) 方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、透明性・客観性が高く、役割・責任・成果に応じたものであり、業績と連動し、中長期的な企業価値の向上に資するものであることとしております。その内容は「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬」で構成され、「基本報酬」は役位に基づく基準の範囲で役割や経験年数等を考慮したものであること、「賞与」は単年度の業績に連動するものであること、「株式報酬」は中長期的な経営指標等の達成度合いに連動するものであることとしております。

4. 社外役員に関する事項

① 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
尾崎 英外 (社外取締役)	サンデンホールディングス株式会社 社外取締役
大野 了一 (社外監査役)	虎ノ門南法律事務所 パートナー弁護士
尾林 雅夫 (社外監査役)	税理士法人 日本橋総合会計 代表社員 佐藤製薬株式会社 社外監査役

- (注) 1. サンデンホールディングス株式会社と当社は一切関係がございません。
 2. 虎ノ門南法律事務所は、当社が法律上の助言等に関する顧問契約を締結している弁護士の所属する法律事務所であります。
 3. 税理士法人日本橋総合会計は、当社が税務上の助言等に関する顧問契約を締結している法人であります。
 4. 佐藤製薬株式会社と当社は一切関係がございません。

② 社外役員の主な活動状況

	氏名	主な活動状況
取締役	鈴木 忠 宏	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、証券会社の元経営者として総合的な見地から発言を行っております。
取締役	尾 崎 英 外	社外取締役就任後の取締役会13回のうち12回に出席し、大手製造業での元役員や金融機関の元経営者として総合的な見地から発言を行っております。
監査役	大 野 了 一	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、また、監査役会8回の全てに出席し、主に弁護士としての立場から、当社の法的問題につき発言を行っております。
監査役	尾 林 雅 夫	当事業年度開催の取締役会18回の全てに、また、監査役会8回の全てにそれぞれ出席し、主に税理士としての立場から、当社の会計処理につき発言を行っております。

③ 社外役員に対する報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	4 名	15 百万円

5. 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

35百万円

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

35百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、(1)の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を含めて記載しております。

③ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人から前事業年度の業務実績ならびに当事業年度の監査計画の概要および監査報酬等の見積りの算定根拠等について説明を受け、社内関係部署から同業他社の会計監査人の報酬等の資料を入手し、当該監査計画の内容および報酬等の見積りの妥当性を検証した結果、当該監査計画は相当であり、報酬等の額は妥当との結論に至り、会社法第399条第1項および同条第2項に定める同意を行っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、以下に掲げる事項に該当する場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

- ① 会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合
- ② 会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合
- ③ 会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等を評価し、それらの観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は次のとおりであります。

【内部統制システムの整備に関する基本方針】

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）の整備に関する基本方針について以下のとおり定めるとともに、内部統制システムの改善・充実に不断の努力を行うものとする。

【取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制】

- ① 取締役会は、法令・定款に基づき「取締役会規程」を制定し、取締役会付議・報告事項等を定め、当該規程に則り会社の業務を決定するとともに取締役の業務執行を監視・監督する。

また、当社は「社外役員の独立性判断基準」を定め、当該基準に基づき社外取締役の候補者を選出する。社外取締役においては、会社経営等の専門家としての外部視点から、業務執行の監督・助言を行うことにより、業務執行の透明

性と効率性の向上に資するものとする。

- ② 当社は、「経営理念」、「倫理規程」、「行動規範」、「コンプライアンス方針」を制定し、法令および社会規範の遵守に努めるとともに、内部統制委員会およびコンプライアンス委員会を設置し、内部統制とコンプライアンス体制の強化・充実に努め、その活動内容は定期的に取り締役会および監査役に報告する。
- ③ 当社は、金融商品取引法その他の法令諸規則等の遵守状況を管理し、内部管理体制の強化を図るために、日本証券業協会規則に基づき、内部管理を担当する取締役を内部管理統括責任者に選任する。
また、執行役員および使用人は社内規則に則り、職制を通じて適正な業務の遂行に努め、規則違反等があった場合は「就業規則」に基づく適正な懲戒処分を実施する。
- ④ 当社は、法令・諸規則上疑義のある役職員の行為等について役職員が直接情報提供を行う手段として、内部通報制度（証券ヘルプライン）を設ける。
- ⑤ 当社は、業務執行部門から独立した監査部が定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、代表取締役、取締役会および監査役に適宜報告する。
- ⑥ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は一切行わず、毅然とした態度で対応する。
- ⑦ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定するとともに、金融商品取引法等に従い財務報告に係る内部統制を整備し、適正な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を確保する。

- ⑧ 当社は、「関連当事者取引規則」を制定し、当社と取締役および監査役が取引する場合、当該取引について取締役会が監督し、利益相反が生じることを防止する。

【取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制】

取締役の職務の執行に係る情報については、法令・定款および取締役会規程、経営会議規程、諸会議・委員会規則、稟議決裁要領等の社内規則に基づき、適切に保存・管理する。

【損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

- ① 「リスク管理規程」、「リスク算定基準」、「リスク算定要領」等の社内規則を定め、金融商品取引法に規定するリスクカテゴリー毎の責任部署ならびに当該リスク算定を検証・統括する部署（リスク管理部）を設置し、リスク管理の状況について代表取締役、取締役会および監査役に定期的に報告する。
- ② 上記の他、オペレーショナルリスク、システムリスク、資金流動性リスク等の業務に付随するリスク管理については、各業務の主管部署がリスクの把握とその未然防止に努めるとも

に、リスクを統合的に管理する部署（リスク管理部）がリスクの現状について分析し、代表取締役、取締役会および監査役に定期的に報告する。

- ③ 当社は「情報セキュリティポリシー」に基づき、所有するすべての情報資産について適切に保護を実施するとともに、お客さま情報については「個人情報保護規程」および「特定個人情報管理規程」を制定し、厳重に管理する。
- ④ 当社は、「危機管理規程」を制定し、災害等の緊急時における事業継続計画（BCP）を定め、重要な業務を中断させない、または中断しても短期間で再開されるよう対応する。
- ⑤ 内部監査部門（監査部）は、リスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を代表取締役、取締役会および監査役に報告する。

【取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

- ① 意思決定・業務執行監督機関である取締役会のもとに経営会議および内部統制委員会・コンプライアンス委員会等の会議体組織を設置し、具体的な業務執行および内部統制・コンプライアンスに関する決定や取締役会審議事項の先議を行うなど職務執行の効率化を図る。
- ② 執行役員制度を導入し、執行役員の業務執行に係る責任と権限を明確にしたうえで、取締役は業務執行の指揮・監督を行う。
- ③ 定款および社内諸規則に基づく意思決定およ

び「業務分掌・職務権限規程」の定めに基づき、適正かつ効率的に職務の執行を行う。

- ④ 年度計画および中期計画に基づき、毎期の業務部門毎の予算を設定するとともに、管理会計システムによる月次・半期毎の実績集計とその結果報告を基にしたレビューによる改善・修正をもって業務の効率性を確保する。
- ⑤ 当社は、毎事業年度終了後に、取締役会の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

【監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制】

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、代表取締役社長は監査役との協議を行い、必要な使用人を配置する。
- ② 当該使用人の独立性を確保するために、当該使用人に対する指揮命令権は、監査役に帰属するものとし、当該使用人の異動・評価・懲戒処分については、監査役の同意を必要とする。
- ③ 監査役は、当該使用人に対し必要な調査、情報収集の権限を付与することにより監査役の指示の実効性を確保する。

【監査役への報告に関する体制】

- ① 取締役、執行役員および使用人は、会社の業務または財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、その事実を直

ちに監査役に報告しなければならない。

- ② 監査役は、必要に応じて会計監査人、取締役、執行役員および使用人に、業務執行状況について報告を求めることとする。
- ③ 当社は、社内規則に基づき、監査役へ報告を行った取締役、執行役員および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

【監査役職務の執行において生ずる費用の前払または償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項】

- ① 当社は、監査役通常監査の費用は、会社の事業計画および監査役監査計画に応じて毎年予算を計上することとする。
- ② 当社は、監査役が監査実施のために必要に

じて社外の専門家を利用したことにより生じた費用について、前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

【その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制】

- ① 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換するとともに、監査方針および監査計画ならびに監査実施状況および結果について適宜説明することとする。
- ② 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うこととする。

7. 内部統制システム等の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況は次のとおりであります。

【内部統制システムの運用状況の概要】

当社は、内部統制システムの整備・運用状況の評価を各担当部門および監査部が定期的を実施し、業務改善を継続的に行うことで内部統制システムの充実を図っております。

【取締役、執行役員および使用人の職務執行における法令および定款への適合性確保に関する取り組みの状況】

- ① 当社は、取締役会を毎月1回、その他必要に応じて開催し、「取締役会規程」に則り会社の業務または業績に重要な影響を与える事項を決定するほか、取締役間意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督しています。また、社

外取締役が取締役会等を通じて積極的に発言する機会を設けることで、管理監督機能を強化しております。

- ② 当社は、コンプライアンス委員会および内部統制委員会を毎月開催し、法令および社会規範の遵守ならびに内部統制の体制強化に努め、その状況を取締役会および監査役に報告しております。
- ③ 監査役は、取締役会、経営会議等社内の重要な会議に多数出席したほか、監査部と連携して取締役の職務執行の監査を実施しております。
- ④ 監査部は、本社各部ならびに営業部店の全店監査を実施し、内部統制の有効性をモニタリングするとともにコンプライアンス遵守体制の調査検証を行っております。また、監査実施後のフォローアップにより違反行為の再発防止に努めております。
- ⑤ 内部通報制度は、証券ヘルプラインを通じて行われ、通報については十分な調査、検討のうえ適切に処理しております。

【取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する取組みの状況】

取締役会の資料および議事録は、法令・定款および各種規程に従い、適切に保存・管理しております。

【損失の危険の管理に関する取組みの状況】

- ① 当社は、リスク管理規程等を定め、同規程等

に従ってリスク管理体制を構築しております。

- ② 当社は、経営企画部、商品部が算定した自己資本規制比率をリスク管理部が検証し、取締役会に報告しております。
- ③ 当社は、オペレーショナルリスク、システムリスク、資金流動性リスクを定期的に点検し、取締役会に報告しております。
- ④ 当社は、事業継続計画に基づき、緊急事態の発生を想定した訓練を実施しております。

【取締役の職務執行の効率性確保に関する取組みの状況】

社外取締役2名を含む8名の取締役で構成される取締役会は計18回開催され、社外監査役2名を含む4名の監査役も出席しております。また、より多くの時間を戦略的な議論にあてられるよう、議案の絞り込み、添付資料の削減など運営方法の見直しを図っております。

当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確にするために執行役員を置き、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

【監査役の職務を補助すべき使用人に関する取組みの状況】

当社は、監査役の職務補助のため、監査役補助者として監査部より1名（兼務）を配置しております。当該補助者に対する指揮命令権は、監査役に帰属するものとし、その人事については、監査役の同意を必要としております。

【監査役への報告に関する取組みの状況】

当社の業務または財務の状況に重大な影響を及ぼす恐れのある事態については、適宜、取締役、監査役に報告しております。なお、当該報告を行ったことを理由に報告を行った者に不利益が生じる恐れがあるときは、内部通報窓口として設置された証券ヘルプラインを通報相談窓口としております。また、監査役は、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会および内部統制委員会に出席し、職務の遂行状況を確認しております。

【監査役の仕事の執行において生ずる費用の前払または償還の手続きその他の監査費用等の処理に関する取組みの状況】

当事業年度の監査役の通常監査の費用は、会社の事業計画や監査役の監査計画に応じて予算計上され、処理されております。

【監査役監査の実効性確保に関する取組みの状況】

監査役会は、社外監査役2名を含む4名の監査役で構成され、計8回開催されました。監査役は、取締役会、経営会議ならびにその他の重要な会議に出席し、取締役および使用人等から必要な情報を得るほか、稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。また、代表取締役およびその他の取締役、会計監査人との間で意見交換会を実施しております。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本方針と整備状況

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、次の基本方針を宣言しております。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

① 反社会的勢力に対しては、組織全体として対応を図るとともに、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保する。

- ② 平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士および日本証券業協会等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。
- ③ 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- ④ 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- ⑤ 反社会的勢力に対して、裏取引や資金提供は絶対に行わない。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

① 当社は、「倫理規程」ならびに「行動規範」を制定し、両規程に定める「社会秩序の維持と社会的貢献の実践」の実効性確保を図るため、「反社会的勢力に対する基本方針」および「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を制定するとともに、当社のコンプライアンス委員会の下に「反社会的勢力対応専門部会」を設置している。

② 社内体制の整備状況

イ. 対応統括部署

統括部署：コンプライアンス部

責任者：(本社) コンプライアンス部長
(支店) 主に内部管理責任者

ロ. 外部の専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備え、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係の構築を図っている。

ハ. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理

反社会的勢力の情報を集約し、データベースの構築を行っている。

ニ. 社内規則の整備

「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」ならびに「反社会的勢力対応マニュアル」を策定し、次のとおり実務面での対応方針、具体的な対応方法を周知徹底している。

- ・ 営業部店窓口での新規口座開設手続き時の当社保有データとのフィルタリング実施後、集中事務部で反社情報照会システム（日本証券業協会）にてフィルタリングを実施

- ・ 新規のお客さまに対しては、あらかじめ、反社会的勢力でない旨の確約を受領

- ・ 既存のお客さまが反社会的勢力等と判明した場合には、当該取引関係の可及的速やかな解消

- ・ 約款・規程集に反社会的勢力排除条項を記載

- ・ 反社会的勢力への対応について、「基本方針」を店頭・HPで告知

- ・ 疑わしき取引の届出制度（マネーロンダリング防止対策の一環）の活用

ホ. 研修活動の整備

当局等が開催する不当要求防止責任者講習・研修会等に参加し、反社会的勢力からの不当要求への対応方法等について従業員に対する指導を行う。統括部署（コンプライアンス部）は、役職員に対し、反社会的勢力への対応要領および反社会的勢力に関する情報の管理要領等について社内研修を実施する。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の株主還元は、株主の皆さまにベストを尽くすという経営理念に基づき、原則として1株当たりの年間配当額については、安定的かつ継続的な配当を勘案しつつ、配当性向30%以上となるよう業績に応じて配当を行っていくことを基本方

針としております。また、自己株式の取得については、市場や業績等を総合的に勘案したうえで、機動的に実施していくことを基本方針としております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

▶ 計算書類

貸借対照表 平成28年3月31日現在

(単位：百万円)

資産の部		金額
科目		
(資産の部)		
流動資産		43,183
現金・預金		19,572
預託金		9,301
トレーディング商品		2,476
商品有価証券等		2,475
デリバティブ取引		0
信用取引資産		9,485
信用取引貸付金		9,263
信用取引借証券担保金		222
立替金		4
募集等払込金		1,545
短期貸付金		16
前払費用		69
未収入金		13
未収収		493
繰延税金資産		195
その他の流動資産		9
固定資産		15,808
有形固定資産		3,632
建物		1,912
器具備		280
土		1,373
リース資産		30
その他の		35
無形固定資産		191
電話加入権		51
ソフトウェア		139
投資その他の資産		11,984
投資有価証券		11,165
出資		5
長期貸付金		10
長期差入保証金		792
その他		28
貸倒引当金		△17
資産合計		58,991

負債・純資産の部		金額
科目		
(負債の部)		
流動負債		16,292
約定期見返勘定		1,578
信用取引借入金		797
信用取引貸証券受入金		396
信用取引貸証券受入金		401
預受短期保証券		9,245
短期借入金		655
繰上り借入金		2,740
未払金		12
未払費用		69
未払法人税等		379
賞与引当金		415
資産除去債務		394
その他の流動負債		2
固定負債		4,843
長期未払金		343
繰延税金負債		19
退職給付引当金		1,640
資産除去債務		2,473
その他の固定負債		328
特別法上の準備金		37
金融商品取引責任準備金		95
負債合計		21,231
(純資産の部)		
株主資本		33,460
資本		12,272
資本剰余金		8,080
資本準備金		4,294
その他資本剰余金		3,785
利益剰余金		14,770
その他利益剰余金		14,770
別途積立金		7,247
繰越利益剰余金		7,522
自己株		△1,662
評価・換算差額等		4,299
その他有価証券評価差額金		4,299
純資産合計		37,759
負債・純資産合計		58,991

損益計算書 自平成27年4月1日 至平成28年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		13,223
受 入 手 数 料		10,158
委 託 手 数 料	4,494	
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	94	
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	3,094	
そ の 他 の 受 入 手 数 料	2,476	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益		2,804
金 融 収 益		226
信 用 取 引 収 益	168	
受 取 債 券 利 子	31	
受 取 利 息	25	
そ の 他 の 金 融 収 益	0	
そ の 他 の 営 業 収 益		33
金 融 費 用		58
信 用 取 引 費 用	19	
支 払 利 息	39	
純 営 業 収 益		13,164
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		12,140
営 業 利 益		1,024
営 業 外 収 益		441
受 取 配 当 金	255	
雑 収 入	186	
営 業 外 費 用		21
雑 損 失	21	
経 常 利 益		1,444
特 別 利 益		1,641
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,641	
特 別 損 失		20
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 れ	0	
減 損 損 失	20	
税 引 前 当 期 純 利 益		3,065
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	954	
法 人 税 等 調 整 額	127	
当 期 純 利 益		1,983

株主資本等変動計算書 自平成27年4月1日 至平成28年3月31日

(単位：百万円)

項目	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	12,272	4,294	3,785	8,080
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
当期変動額合計	-	-	0	0
当期末残高	12,272	4,294	3,785	8,080

項目	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	7,247	6,765	14,013	△1,252	33,113
当期変動額					
剰余金の配当		△1,226	△1,226		△1,226
当期純利益		1,983	1,983		1,983
自己株式の取得				△410	△410
自己株式の処分				0	0
当期変動額合計	-	756	756	△410	346
当期末残高	7,247	7,522	14,770	△1,662	33,460

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	6,083	6,083	39,197
当期変動額			
剰余金の配当			△1,226
当期純利益			1,983
自己株式の取得			△410
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,784	△1,784	△1,784
当期変動額合計	△1,784	△1,784	△1,437
当期末残高	4,299	4,299	37,759

▶ 監査報告書

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

水戸証券株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 青木 裕 晃 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 安藤 武 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、水戸証券株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、継続的な評価・改善が図られていると認められ、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役等からは開示すべき重要な不備に該当する事項が存在しない旨及び会計監査人有限責任監査法人トーマツからは開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を受けております。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

水戸証券株式会社 監査役会

常勤監査役 猪 狩 久 夫 ㊟

常勤監査役 沖 村 哲 志 ㊟

社外監査役 大 野 了 一 ㊟

社外監査役 尾 林 雅 夫 ㊟

株主総会会場ご案内図

会場

当社水戸支店 7階会議室

茨城県水戸市南町二丁目6番10号
電話 (03)6739-0310(大代表)



最寄駅

JR水戸駅下車北口より徒歩約15分

○駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを
使用しています。